

静岡市保健予防課長 様
静岡市生活衛生課長 様
浜松市保健総務課長 様
浜松市生活衛生課長 様

静岡県新型コロナ対策推進課長

感染拡大傾向時の一般検査の要請期間の延長について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、知事が感染不安を感じる県内在住の方に受検要請をおこなっている感染拡大傾向時の一般検査について、県内の感染が依然として高い水準にあることから、下記の通り要請期間を延長しますのでお知らせします。

つきましては、管内の診療所のうち、静岡県医師会に加入している医師が管理者でない医療機関又は貴市の所管する登録衛生検査所への周知をお願いします。

なお、一般社団法人静岡県医師会、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会には別途周知した旨を申し添えます。

記

1 要請期間

現 状：令和4年4月30日まで

延長後：令和4年5月31日まで（※）

（※）要請期間は、今後の感染状況に応じ変更を検討します。

2 無料検査の対象者及び無料検査を受けられることができる場所

無料検査の対象者の注意事項及び受けられる場所は、随時更新しています。

詳細は、静岡県ホームページ（静岡県無料検査のご案内）をご参照ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensamuryou.html>

「静岡県 無料検査」でも検索できます。

また、検査無料化事業専用ダイヤルでも、ご案内しています。

電話：050-5444-6588 午前9時から午後5時まで（土日祝日も含む）

3 無料検査の結果が陽性だった場合の医療機関での診断について

無料検査において検査結果が陽性の場合、受検者は医療機関又は発熱等受診・相談センターに連絡し、速やかに受診することとしています。

また、無症状者に対して抗原定性検査を実施することから、偽陽性の判定が多く出ることが危惧されます。

受検者が、陽性の検査結果通知書等により医療機関を受診した場合は、以下の点にご留意いただき、医療機関の受診により医師が陽性と診断した場合は、感染症法（第12条第1項）に基づき保健所に届出を行うようお願いいたします。

●無料検査の検査結果通知書等の留意事項

①検査結果通知書等に記載された結果それ自体を確定診断として取り扱うことはできません。

②PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）による検査結果については、当該結果も踏まえつつ、医師が自らの診断に基づき、陽性の確定診断を行うことは可能です。

③無症状者に対する抗原定性検査による検査結果は、確定診断のために用いることは推奨されません。ただし、現下の感染状況を踏まえ、抗原定性検査による検査結果については、受検時に無症状であっても医療機関受診時までに発熱等の症状を呈した場合、当該結果及び臨床症状を踏まえ、医師が自らの診断に基づき、陽性の確定診断を行うことは可能とします。

（根拠）

・静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施要領第7条2項(1)

・検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A（第3版）Q6-3

担 当 機動第4班

電話番号 054-221-2727